

桐生市汚泥最終処分場の維持管理に関する計画

- 1 一般廃棄物の埋め立て作業の際は、即日覆土により一般廃棄物の飛散を防止する。
また一般廃棄物の埋め立てレベルに応じて、周囲に押さえ盛土として土堰堤を整備し、一般廃棄物の流出を防止する。
- 2 遮水シート及び擁壁等を定期的に点検・記録し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講じる。
- 3 最終処分場の周縁地下水の検査について、地下水(1)は別紙「水質検査計画」に従い行う。地下水(2)については清掃センターで実施する。
- 4 地下水の水質検査の結果、水質悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く）が認められた場合にはその原因を調査し、必要な措置を講じる。
- 5 浸出水処理設備の維持管理は次により行う。
 - (1) 各種ポンプ等の動作確認は1月に1回以上行い、異常が認められた場合には速やかに必要な措置を講じる。
 - (2) 放流水滅菌用等の薬品は必要に応じて補充する。
- 6 放流水の検査は別紙「水質検査計画」に従い行う。
- 7 ダイオキシン類に係る水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く）が認められた場合には、その原因を調査し必要な措置を講じる。
- 8 残余の埋め立て量は、1年に1回以上測定し、かつ、記録する。